

# さいたま市シニアユニバーシティ東浦和校

## 第5期校友会会則

令和2年度

(名称および構成員)

第1条 本会の名称は、さいたま市シニアユニバーシティ東浦和校第5期校友会とし、この会則は、本会の運営に関し必要な項目を定める。

2・本会はさいたま市シニアユニバーシティ東浦和校第5期生をもって組織し、事務所を本会会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員による校友会活動の自主的な運営を行うとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教養文化に関すること
- (2) その他目的達成に必要な事業

2・本年度事業計画は別途定める。

(活動体制)

第4条 事業活動の核となる体制を次の通りとする。

- (1) 会員相互の情報連絡を密にするとともに、全体行事の効率的運営のため、10名程度を1単位とする「班」を編成する。班には互選による班長、副班長を置く。
- (2) 文化スポーツ活動を活発化するため、同好の士をもって構成する「クラブ」を置く。クラブには構成員の互選による代表者を置く。
- (3) クラブは、他期シニアユニバーシティ東浦和校在学学生および校友会会員に対し、参加を呼びかけることができる。
- (4) 会員の推薦があれば、友人等を5期の会員として迎えることができる。新たに参加する会員の所属は推薦した会員と同じとする。
- (5) クラブ活動等において、人数の関係で活動に困難が生じた時、臨時、緊急的に会員以外の者に参加を要請することができる。

(理事および役員)

第5条 本会には、次に掲げる理事および役員を置く。

(1) 理事

理事は「会長、副会長、各班班長、副班長、クラブ代表者」からなる。その他に会務の円滑な運営に必要な場合は、総会の承認を得て特任の理事を置くことがある。理事全員で理事会を構成し、本会の事業の企画立案および運営にあたる。

(2) 役員

会長 1名 本会を代表し、会務を統括すると共に、連合会、協議会との連携活動を担当する。

副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

総務 若干名 会の総務、会計を担当する。

企画 若干名 会の事業企画立案を担当する。

渉外 若干名 連合会・協議会との連携活動を担当する。

監事 2名 会の会計を監査し、事業終了後に決算文書を確認し、署名後総会にて報告する。

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、総務、企画、渉外は、理事会で互選し、総会の承認を受ける。

2・監事は、総会において理事以外から選出される。

(理事・役員の任期)

第7条 理事・役員の任期は、毎年事業年度の1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2・理事に欠員が生じたときは、出身班もしくは出身クラブから補充する。欠員理事が役員の場合、理事会で当該役員を互選し、臨時総会の承認を受ける。その任期は前任者の残任期間とする。

3・監事に欠員が生じたときは、臨時総会において理事以外から選出する。その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は定時総会および臨時総会とする。

2・定時総会は事業年度開始後できるだけ早い時期に開催し、前年度の事業報告、決算の承認を行う。また、事業年度の事業計画、予算、役員承認、監事選出および会則の検討を行う。

3・臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、監事から依頼があったとき、会長が速やかに招集し、開催する。

4・理事会は、本会の業務事項を計画立案して審議し、運営を推進する。

5・会議の議長は会長とする。

6・会議の定足数は構成員の過半数とする。また、議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(会計)

第9条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

2・会費は、会員一人あたり年額3,000円とする。うち200円はさいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会に納入する。

3・事業の実施に際し、臨時総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

4・本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(連合会・協議会との連携)

第10条 本会は、さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会およびその傘下の東浦和校協議会に加盟し、加盟各校友会との連携をはかる。

2・協議会の理事は、会長、副会長が兼務し、連合会代議員は会長が会員の中から委嘱する。

(細則)

第11条 本会の事業を円滑に実施するため、別途細則を定める。

附 則 この会則は、令和2年4月10日から施行する。

## 校友会会則 第 11 条に基づく「細 則」

第 1 条 会則第 3 条に定める事業を円滑に実施するため、理事会のもとに総務部、企画部、および渉外部を設ける

第 2 条 前条各部に部長、副部長を置く。

第 3 条 総務、企画、渉外の各部長・担当役員と各班の連携を密にするため、各班に総務担当、企画担当、渉外担当を置く。

第 4 条 総務部、企画部、渉外部の分掌業務は次の通りとする。

### 1.総務部

- ① 会費の徴収、金銭出納簿の作成・管理
- ② 予算・決算の作成、決算の監査受審、予算・決算の理事会・総会への提案
- ③ 総会・理事会（以下会議という）への提出議題の取りまとめ、会議開催案内の作成、会議資料の原稿作成・印刷、会議の議事録作成
- ④ 会員名簿、役員名簿の作成および連合会・協議会の名簿作成支援
- ⑤ 交流会会場の予約

### 2.企画部

- ① 学習会テーマ、見学会目的施設の企画、理事会への提案
- ② 学習会講師への出演交渉、見学会目的施設への訪問交渉
- ③ 懇親会、親睦旅行等レクレーション諸行事の一次企画、理事会への提案

### 3.渉外部

- ① 連合会・協議会の会議・行事等への参加
- ② 連合会・協議会の連携活動の会員への情報提供と参加手続き
- ③ シニアユニバーシティホームページへの掲載原稿のとりまとめ、データ編集、ホームページ事務局へのデータ送信

第 5 条 企画部が企画・提案した校友会諸事業は、各理事が責任をもって推進する。また、総務部、渉外部の分掌業務についても、必要に応じて各班・各クラブがこれに協力する。

第 6 条 会費は定時総会後に徴収する。ただし、健康その他の事情がある場合は、理事会の承認を得て年会費を免除することがある。また、正当な理由なしに滞納した場合は、前年度末をもって退会したもとする。

第 7 条 前条における休会者が年度途中で復帰する場合は、月割りで会費を払うものとする。